

中小企業組合等 支援施策情報

緊急事態措置等の影響緩和に係る月次支援金について ～中小企業庁～

中小企業庁では、2021年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

給付要件

- 【要件1】 対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること
- 【要件2】 2021年の**月間売上が**、2019年又は2020年の同月比で**50%以上減少**

給付額

2019年又は2020年の基準月の売上ー
2021年の対象月の売上

中小法人等 上限20万円/月
個人事業者等 上限10万円/月

対象月：**対象措置が実施された月**のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、**売上が50%以上減少した2021年の月**
基準月：2019年又は2020年における**対象月と同じ月**

申請受付期間

4月・5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬
6月分：2021年7月1日～8月31日

詳細はこちら

月次支援金

検索

【お問い合わせ先】

フリーダイヤル TEL 0120-211-240
IP電話専用回線 TEL 03-6629-0479
受付時間 8:30～19:00(土日・祝日含む全日)

秋田県飲食店緊急支援事業について ～秋田県～

秋田県では、新型コロナウイルス感染症の拡大による首都圏等の緊急事態宣言などにより、特に大きな影響を受けている県内飲食店の事業継続を支援します。

補助対象者 次のすべてに該当する事業者

- 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等（個人事業主を含む）
- 県内に飲食店を有する事業者（例：食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、スナック、バー等）
- 令和2年12月から令和3年4月までのうち、いずれかひと月の売上が対前年または前々年比50%以上減少している事業者

支援金額

1事業者あたり30万円
(複数店舗を有する事業者は60万円)

申請受付期間 令和3年8月31日(火)まで

申請方法 郵送又はオンラインでの申請

なお、申請書は県のウェブサイトからダウンロードするか、県庁第二庁舎及び各地域振興局で入手することができます。

詳細はこちら

秋田県飲食店緊急支援事業

検索

【お問い合わせ先】

秋田県飲食店緊急支援金事務局
コールセンター 018-895-5124
受付時間 9:30～17:30(土日・祝日を除く)

プロフェッショナル人材活用促進事業費補助金 ～秋田県～

秋田県では、県内企業が新事業への挑戦や積極的な販路の開拓など「攻めの経営」に取り組むにあたり、県内への移住が伴う形で県外在住のプロフェッショナル人材を雇用した場合、経費の一部を助成します。

補助対象 県内に事務所・事業所を有する中小企業

補助対象事業 次のいずれにも該当する事業

- (1) 県外に居住するプロフェッショナル人材を県内への移住が伴う形で、正規雇用で新規に雇い入れること
- (2) (1)のプロフェッショナル人材は、秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点が求人票を取り次いだ人材紹介事業者から紹介を受けた者であること

対象経費 民間人材紹介事業者に支払う紹介手数料

補助率等 補助率2分の1以内、上限50万円

募集期間 令和4年2月末まで随時受付
※予算が無くなり次第、募集終了

【お問い合わせ先】

秋田県産業労働部 地域産業振興課
TEL 018-860-2241 FAX 018-860-3887